

事例番号:310159

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 6 日

1:05 前期破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

7:00-15:38 前期破水後の陣痛未発来、オキシトシン注射液による陣痛誘発

23:45 頃 胎児心拍数陣痛図で、高度遷延一過性徐脈あり

妊娠 40 週 1 日

0:00 陣痛開始

1:20 頃 胎児心拍数陣痛図で、高度遷延一過性徐脈あり

1:50 頃-2:18 頃 胎児心拍数陣痛図で、徐脈あり

2:32 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯は胎盤の辺縁付着(卵膜にかかっている)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 1 日

(2) 出生時体重:2795g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死

細菌培養検査（胃液、咽頭粘液、気管吸引物等）にて α 溶血性連鎖球菌を認める

生後 1 日 血液検査にて、補正白血球  $26.8 \times 10^3 / \mu\text{L}$ 、高感度 CRP 95200ng/mL

(7) 頭部画像所見：

生後 13 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の診断

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名

看護スタッフ：助産師 5 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯の位置異常や臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性はある。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子になった可能性を否定できない。

(4) 胎児は、妊娠 40 週 0 日 23 時 45 分頃から低酸素の状態となり、その状態が進行して帝王切開分娩時まで低酸素・酸血症に至ったと考える。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 6 日入院時の対応（前期破水と診断し自然陣痛発来を待機、分娩

監視装置装着)は一般的である。

- (2) 妊娠 40 週 0 日 6 時 45 分に前期破水後の陣痛未発来の状態であり、内診後、7 時にオキシトシン注射液の点滴投与を開始したことは一般的である。
- (3) オキシトシン注射液の投与について、妊産婦への説明と同意の取得方法(書面による説明と同意)は一般的である。
- (4) 妊娠 40 週 0 日オキシトシン注射液の開始時投与量、増量法、および投与中の分娩監視方法(ほぼ連続監視)は基準内である。
- (5) 妊娠 40 週 1 日 1 時 20 分に胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍数基線 140 拍/分、基線細変動正常、最下点 60 拍/分台の遷延一過性徐脈と判読し、体位変換、酸素投与、および医師へ連絡したことは一般的である。
- (6) 妊娠 40 週 1 日 1 時 30 分に超音波断層法、内診を実施し、胎児心拍数異常の原因を羊水過少による臍帯圧迫と考え、人工羊水の注入を行ったことは選択肢のひとつである。
- (7) 妊娠 40 週 1 日 1 時 50 分頃より胎児心拍数異常(80 拍/分未満が持続)を認める状態で、1 時 58 分に胎児機能不全の診断で帝王切開を決定したことは一般的である。
- (8) 帝王切開決定から 34 分後に児を娩出したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 生後 20 分に高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、分娩経過や新生児経過に異常が認められた場合、その原因の解明に寄与する可能性がある。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。